

修正箇所は、紫色のテキストで表示され、下記の款において表示される。

3371 (f) (h) 及び (j) ;

3372 (a) 及び (f) ;

3373 (a) 及び (d) ;

3376 (a) 及び (c)

## レイシー法

### 法第16の第53章 米国法

#### 3371 定義

本章の解釈上：

- (a) 「魚類または野生生物」とは、生命の有無を問わず、一切の野生生物を意味する。これには、飼育、孵化、または飼育下において生まれたかを問わず、一切の野生の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、軟体動物、甲殻類動物、節足動物、腔腸動物またはその他の無脊椎動物が含まれるが、これらに限るものではなく、一切の部位、生成物、卵またはこれらの子を含む。
- (b) 「輸入」とは、アメリカ合衆国の裁判管轄に服する一切の場所に上陸させ、持参し、または導入することを意味するものとし、当該上陸、持参または導入が、アメリカ合衆国関税法の意味の範囲内における輸入品を構成するか否かを問わない。
- (c) 「アメリカ先住民部族法」とは、法第18の第1151節で定義されるインディアンカントリーの範囲内で適用される限度において、一切の先住部族、集団または群れにより実施される一切の行為に係る規制その他の規則を意味する。
- (d) 「法令」、「条約」、「規制」及び「アメリカ先住民部族法」とは、魚類、野生生物または植物の捕獲、所持、輸入、輸出、搬送または販売を規制する、法令、条約、規制またはアメリカ先住民部族法を意味する。
- (e) 「者」には、一切の個人、組合、協会、法人もしくは信託、または一切の執行官、従業員、代理人もしくは部署を含むほか、連邦政府または一切の州もしくは連邦政府系機関の被支配会社、またはアメリカ合衆国の裁判管轄に服するその他一切の存在を含む。
- (f) 植物
  - (1) 一般原則 - 「植物」及び「植物類」とは、植物界における一切の野生の物を意味するものとし、これらの根、種、部位及び生成物を含むほか、天然または植栽された林分から伐採された木を含む。

(2) 適用除外 - 「植物」及び「植物類」には、下記の物は含まれない。

(A) 木を除く通常の栽培品種及び通常の食用作物(根、種、部位またはこれらの生成物を含む)

(B) 研究または調査にのみ使用される植物遺伝物質の科学的試料(根、種、生殖質、部位またはこれらの生成物を含む)

(C) 既に植栽された、または今後植栽されもしくは再植栽される一切の植物

(3) 適用除外の例外 - 第(2)項の第(B)号及び第(C)号の規定による適用除外は、植物が、下記の事項に該当する場合は、適用する。

(A) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(27 UST 1087; TIAS 8249)に関する会議の付属書類に掲載されている場合

(B) 絶滅の危機に瀕する種の保存に関する法律(1973年制定。16 U.S.C. 1531 et seq.)に基づく絶滅のおそれのある種として挙げられる場合

または

(C) 州に固有の、且つ絶滅のおそれのある種の保存を規定する一切の州法に基づき挙げられる場合

(g) 禁止野生生物種 - 「禁止野生生物種」とは、一切の生きたライオン、トラ、レパード、チーター、ジャガーもしくはクーガーの種のほか、これらの種の一切の雑種を意味する。

(h) 「長官」とは、本章に別段の定めがある場合を除き、第4次再建計画(1970年制定。84 Stat. 2090)の規定に基づき、計画に対する責任を有する内務省長官または商務省長官を意味する。但し、植物の輸入または輸出に係る本章の規定に関連する点を除き、当該用語は、農務省長官をも意味する。

(i) 「州」とは、一切の各州、コロンビア特別区、プエルトリコ米国自治連邦区、バージン諸島、グアム、北マリアナ諸島、米領サモア及び一切のアメリカ合衆国の地域、連邦または領土を意味する。

(j) 捕獲物及び捕獲 -

(1) 捕獲物 - 「捕獲物」とは、捕獲され、殺害され、または収集された物を意味するほか、植物については、収穫され、切断され、伐採され、または除去された物も意味する。

(2) 捕獲 - 「捕獲」とは、魚類、野生生物または植物を捕獲する行為を意味する。

(k) 「搬送」とは、移動、移転、運搬もしくは一切の手段による発送、または移動、移転、運搬もしくは発送のための引渡しもしくは受領を意味する。

### 3372. 禁止行為

#### (a) マーキング違反以外の違反

一切の者による下記の行為は、違法とする。

(1) アメリカ合衆国の法令、条約もしくは規制またはアメリカ先住民部族法に違反して捕獲され、所持され、搬送され、もしくは販売された魚類、野生生物もしくは植物を輸入、輸出、搬送、販売、受領、獲得もしくは購入すること。

(2) 州際または外国取引において下記の物を輸入、輸出、搬送、販売、受領または購入すること

(A) アメリカ合衆国の一切の法令もしくは規制または一切の外国法に違反して捕獲、所持、搬送または販売された一切の魚類または野生生物

(B) 下記に掲げる一切の植物

(i) 植物を保護し、または下記の事項を規制する、一切の州の法令もしくは規制または一切の外国法に違反して捕獲、所持、搬送または販売された植物

(I) 植物の窃取

(II) 公園、保安林またはその他の公式保護区域における植物の捕獲

(III) 公式指定区域における植物の捕獲

(IV) 必要な許可を得ずに、またはこれに反してなされる植物の捕獲

(ii) 一切の州の法令もしくは規制または一切の外国法により植物の対価として必要とされる、適正な使用料、税金または立木伐採料の支払いがなく、捕獲され、所持され、搬送されまたは販売された植物 または、

(iii) 一切の州の法令もしくは規制、または植物の輸出もしくは積替えを管理する一切の外国法に基づく制限に違反して捕獲、所持、搬送または販売された植物

(C) 一切の禁止野生生物種（本節の第(e)款に服する物を指す）

(3) アメリカ合衆国の特別海事管轄利及び土地管轄内（法第18の第7節に定義される）における

(A) 一切の州の法令もしくは規制または一切の外国法もしくはアメリカ先住民部族法に違反して捕獲、所持、搬送または販売される一切の魚類または野生生物の所持

(B) 下記に掲げる一切の植物の所持

(i) 植物を保護し、または下記の事項を規制する、一切の州の法令もしくは規制または一切の外国法に違反して捕獲、所持、搬送または販売される植物

(I) 植物の窃取

(II) 公園、保安林またはその他の公式保護区域における植物の捕獲

(III) 公式指定区域における植物の捕獲

(IV) 必要な許可を得ることなく、またはこれに反してなされる植物の捕獲

(ii) 一切の州の法令もしくは規制または一切の外国法により植物の対価として必要とされる、適正な使用料、税金または立木伐採料の支払いがなく、捕獲され、所持され、搬送されまたは販売される植物 または、

(iii) 植物の輸出もしくは積替えを管理する一切の州の法令もしくは規制または一切の外国法に基づく一切の制限に違反して捕獲、所持、搬送または販売される植物

(4) 第(1)項乃至第(3)項に記載される一切の行為を犯そうと試みること

(b) マーキング違反

一切の者が、州際取引において、一切の魚類または野生生物を包含する一切の容器または箱を輸入、輸出または搬送することは、本法の第3376節(a)の第(2)項の規定に基づき発せられた規制に従い、当該容器または箱に事前に明確に印を付け、ラベルを貼付し、またはタグを付けない限り、違法なものとする。

(c) 指示及び整備の役務の販売及び購入並びに無効なライセンス及び許可

(1) 販売

ある者が、魚類または野生生物を違法に捕獲し、獲得し、受領し、搬送し、または所持することの代わりに、金銭またはその他の対価のために下記のいずれかの物を提供することは、本章に違反する魚類または野生生物の販売とみなされる。

(A) 指示、整備またはその他の役務 または、

(B) 狩猟または漁獲のライセンスまたは許可

(2) 購入

ある者が、魚類または野生生物を違法に捕獲し、獲得し、受領し、搬送し、または所持することの代わりに、金銭またはその他の対価のために下記のいずれかの物を得ることは、本章に違反する魚類または野生生物の購入とみなされる。

- (A) 指示、整備またはその他の役務 または、
- (B) 狩猟または漁猟のライセンスまたは許可

(d) 偽装ラベルによる違反

下記のいずれかの事項が行われ、または行われることを意図した、一切の魚類、野生生物もしくは植物のための一切の虚偽の記録、アカウントもしくはラベルを、またはこれらの魚類、野生生物もしくは植物に係る一切の虚偽のIDを、一切の者により作成または提出することは、違法なものとする。

- (1) 一切の外国から輸入、輸出、搬送、販売、購入、または受領されること
- (2) 州際または国際取引において搬送されること

(e) 禁止野生生物種の違反の不適用

(1) 一般原則

本節の第(a)款(2)(C)の規定は、第(3)項に規定される規制に基づき、当該種に関連して第(2)項に記載された者による禁止野生生物種の動物の輸入、輸出、搬送、販売、受領、獲得または購入には、適用する。

(2) 規定人物

本項において規定される者とは、下記の者とする。

- (A) 当該種に関する動植物検疫所その他一切の連邦機関によりライセンスを付与または登録された者
- (B) 州立の大学もしくは機関、または州がライセンスを付与した野生生物リハビリテーターもしくは獣医師
- (C) 禁止野生生物種を保護する公認野生生物保護区であり、下記の要件のいずれかを満たす者。 及び
  - (i) 法第26の第501節(a)並びに同法の第501節(c)(3)及び第170節(b)(1)(A)(vi)の規定に基づき免税措置を受けている法人
  - (ii) 本法の第3371節(g)における動物(当該動物の子、部位及び副生物を含む)を営利目的で貿易しないこと
  - (iii) 本法の第3371節(g)における動物を繁殖させないこと 及び
  - (iv) 一般の者と動物との間における直接の接触を許可していない者または、

(D) 当該種に関し本項に記載された者に動物を迅速に搬送する目的のために、当該動物の単独管理権を有する者

(3) 規制

2003年12月19日から遅くとも180日以内に、長官は、動植物検疫局の局長と協力の上、第(2)項に記載された者を示す規制を公布する。

(4) 州の許可

本款は、州内における野生生物種を規制する州の許可について、これを無効にし、またはこれに代替するものではない。

(5) 割当金の許可

本節の第(a)款(2)(C)の実施に充てられるよう、2004年乃至2008年の各会計年度において、毎年300万ドルの特別料金の予算割当てが認められる。

(f) 植物の申告

(1) 輸入の申告 - 本款の施行日から180日の間、第(3)項に規定される場合を除き、一切の者が、下記の事項を含めた輸入申告書を提出することなく一切の植物を輸入することは、違法なものとする。

(A) 輸入品に含まれる一切の植物の学名(当該植物の属及び種を含む)

(B) 下記の詳細

(i) 輸入品の価格 及び

(ii) 計量単位を含めた、当該植物の量

(C) 当該植物が捕獲された国名

(2) 植物生成物に関する申告 - 長官が第(6)項に基づく規制を公布する日まで、植物生成物に関する申告は、下記のとおりとする。

(A) 輸入の対象である植物生成物を製造するために使用される植物種が変わる場合、及び植物生成物を製造するために使用される当該種が不明の場合、当該植物生成物を製造するために使用される可能性のある各植物種の名称を含める。

(B) 輸入の対象である植物生成物を製造するために使用される植物種が、共通して2つの国以上から捕獲される場合、及び当該植物生成物を製造するために使用される植物の捕獲国が不明の場合、当該植物が捕獲された可能性のある各国の国名を含める。

(C) 紙または板紙の植物生成物が、リサイクルされた植物生成物を含む場合、本款により別途要求されるリサイクルされていない植物の中身に関する情報に加え、当該リサイクルされた植物の起源となる種または

国に拘わらず、当該リサイクルされた植物生成物のリサイクルされた中身の平均的な割合を含める。

(3) 適用除外 - 第(1)項及び第(2)項の規定は、専ら他の物の支持、保護または運搬のための梱包材としてのみ使用される植物には、当該梱包材自体が輸入品目でない限り、適用する。

(4) 見直し - 本款の施行日から遅くとも2年以内に、長官は、第(1)項及び第(2)項により、並びに第(3)項による適用除外の効果により課せられた各要件の実施状況を見直し。当該見直しを行うにあたり、長官は、公報及び発言の機会を提供する。

(5) 報告書 - 長官は、第(4)項に基づく見直しを完了した日から遅くとも180日以内に、下記の事項を含めた報告書を、議会における適切な委員会に提出する。

(A) 下記の事項の評価

(i) 本節の実施を援助する際における、第(1)項乃至第(2)項に基づき要求される各種の情報の有用性 及び

(ii) 第(1)項及び第(2)項により、報告書作成日の時点で存在するその他の適用可能な輸入制限とともに課される各要件について、これらを一致させる可能性

(B) 長官が、本節に違反してアメリカ合衆国に輸入される植物の確認において、援助を行うことが適切であると決定した事項につき、その立法化に向けた推薦

(C) 第(a)款及び下記の事項に関する本款の効果の分析

(i) 合法的な植物の輸入費用

(ii) 違法伐採の習慣及び密売の程度及び手順

(6) 規制の公布 - 長官は、第(4)項に基づく見直しを完了した日から遅くとも180日以内に、下記の事項を目的とする規制を公布する。

(A) 植物生成物を特定するために第(2)項により課される一切の要件の適用範囲を限定すること

(B) 見直しに基づく長官の決定に従い、第(2)項により課される一切の要求に対し、その他一切の必要な修正を加えること

(C) 範囲の限定が、見直しの結果として正当と認められる場合に、第(3)項により規定される適用除外の範囲を限定すること

(a) 民事制裁金

(1) 本章(本法の第3372節の第(b)款、第(d)款及び第(f)款を除く)の一切の規定により禁止される行為に関与する一切の者、並びに魚類、野生生物または植物が、一切の基礎となる法令、条約もしくは規制に違反し、またはこれらにより違法となる態様で、捕獲、所持、搬送または販売されたことを知るのに必要な注意を払うべき一切の者、並びに故意に第3372節の第(d)款または第(f)款に違反する一切の者は、各違反行為に対して、長官により、1万ドル以下の民事制裁金を課されることがある。但し、当該違反が、市場価格で350ドル以下の魚類、野生生物または植物に関連するものであり、さらにアメリカ合衆国の一切の法令、条約もしくは規制、または一切のアメリカ先住民部族法、一切の外国法、または一切の州の法令もしくは規制に違反して獲得または所持された魚類、野生生物または植物の搬送、獲得または受領にのみ関連する場合、これに課される罰則は、当該法令、条約もしくは規制の違反に対して規定される上限と、1万ドルのうち、いずれか少ない方とする。

(2) 第(1)項において規定される場合を除き、本法の第3372節の第(b)款または第(f)款に違反する一切の者は、長官により、250ドル以下の民事制裁金を課されることがある。

(3) 第(1)項及び第(2)項の目的のために、本章または本章の節の規定に対する一切の言及は、これらの一切の章または節を遂行するために公布された一切の規制を含むものとして扱われる。

(4) 当該違反の被告は、告知及び聴聞の機会が与えられない限り、本節に基づく民事制裁金は課されない。各違反は、それぞれ個別の違反を構成するものとし、当該違反は、その最初の発生地域のみならず、上記の魚類、野生生物または植物を捕獲し、または所持していた一切の地域においてもなお、犯されたものとみなす。

(5) 本款に基づく一切の民事制裁金は、長官により、減免されることがある。

(6) 第(1)項及び第(2)項に従い課される一切の罰則の量刑を決定する場合、長官は、その禁止された行為の性質、事情、程度及び重大さのほか、当該違反者に関する責任の程度、支払い能力その他裁判所の要求する事項を、斟酌する。

(b) 聴聞

民事制裁金の査定の進行中に行われる聴聞は、法第5の第554節に従い行われる。行政法審判官は、証人の出頭及び証言並びに関連する文書、記録または資料の提出を求める召喚令状を発行できるほか、宣誓をとり行うことができる。召喚された証人には、アメリカ合衆国の裁判所において証人に支払われるのと同額の日当及び旅費交通費が支払われる。本項に従い発行され、且つ者に送達され

た召喚令状に対する官命許否または不服が生じた場合、この者が発見され、居住し、または商取引をなす一切の地域に対するアメリカ合衆国の地方裁判所は、同国による要求があり、さらにこの者への告知がなされた後、この者に対し、行政法審判官の面前における出頭及び証言、もしくは当該行政法審判官の面前における出頭及び資料提出、またはその双方を命じる裁判権を有する。この裁判所の命令に従わない一切の不履行は、当該裁判所に対する法廷侮辱罪として、罰されることがある。

#### (C) 民事制裁金の見直し

本章に基づき民事制裁金を課された一切の者は、当該命令を受領した日の後30日以内に、当該裁判所に対する不服の申立てをなすとともに、同時に長官、司法長官及びアメリカ合衆国の適切な連邦法務官宛てにその不服の写しを配達証明郵便で送達することにより、アメリカ合衆国の適切な地方裁判所において、その見直しを受けることができる。当該長官は、当該違反の根拠となる記録、または法第28の第2112節における規定に従い課される当該罰則の記録について、速やかにその認証済みの写しを当該裁判所に提出する。民事制裁金の査定額が終局且つ抗告不能の命令となった後、または適切な裁判所が長官を勝訴とする終局判決を言渡した後、一切の者が、民事制裁金の査定額の支払いを怠った場合、当該長官は、アメリカ合衆国の司法長官に対し、当該罰則金を徴収するため、アメリカ合衆国の適切な地方裁判所における民事訴訟の提起を要求することができるものとし、当該裁判所は、一切の当該訴訟について調査決定する裁判権を有する。当該訴訟の調査において、当該裁判所は、違反行為を及び民事制裁金の査定額を初めから見なおす権限を有する。

#### (d) 刑事罰

(1) 一切の基礎となる法令、条約もしくは規制に違反し、またはこれにより違法となる態様で、魚類、野生生物または植物が捕獲、所持、搬送または販売されたことを知りながら、下記のいずれかの行為を行った者は、2万ドル以下の罰金もしくは5年以下の懲役またはその併科刑が科される。各違反は、それぞれ個別の違反を構成するものとし、当該違反は、当該違反が最初に発生した地域のみならず、被告人が上記の魚類、野生生物または植物を捕獲し、または所持していた一切の地域においてもなお、犯されたものとみなす。

(A) 故意に本章の一切の規定（本法の第3372節の第(b)款、第(d)款及び第(f)款を除く）に違反して、一切の魚類、野生生物または植物を輸出または輸入すること または

(B) 市場価格で350ドルを超える魚類、野生生物または植物に関し、その販売もしくは購入、その販売もしくは購入の申込み、またはその販売もしくは購入の故意を伴う行為に故意に関与することにより、本章の一切の規定

(本法の第3372節の第(b)款、第(d)款及び第(f)款を除く)に違反すること。

(2) 本章(本法の第3372節の第(b)款、第(d)款及び第(f)款を除く)の一切の規定により禁止される行為に関与する一切の者、及び魚類、野生生物または植物が、一切の基礎となる法令、条約もしくは規制に違反し、またはこれにより違法となる態様で、捕獲、所持、搬送または販売されたことを知るのに必要な注意を払うべき一切の者は、各違反行為に対して、長官により、1万ドル以下の罰金もしくは1年以下の懲役またはその併科刑を科される。各違反は、それぞれ個別の違反を構成するものとし、当該違反は、その最初の発生地域のみならず、被告人が上記の魚類、野生生物または植物を捕獲し、または所持していた一切の地域においてもなお、犯されたものとみなす。

(3) 本法の第3372節の第(d)款及び第(f)款に故意に違反する一切の者は、

(A) 当該違反が、下記のいずれかの事項を伴う場合、法第18に基づく罰金もしくは5年以下の懲役またはその併科刑を科される。

(i) 魚類、野生生物または植物の輸入または輸出 または

(ii) 市場価格で350ドルを超える魚類、野生生物または植物の販売もしくは購入、その販売もしくは購入の申込み、またはその販売もしくは購入の故意を伴う行為の委託

(B) 当該違反が、第(A)号に規定する行為を伴わない場合、法第18に基づく罰金もしくは1年以下の懲役またはその併科刑を科される。

(e) 許可制裁

長官は、一切の連邦政府による狩猟もしくは漁業ライセンス、または許可もしくは刻印について、または魚類、野生生物もしくは植物(マグナソン・スティーブンス漁業保存管理法 [16 U.S.C. 1801 et seq.] に基づき発行された許可またはライセンスを除く)の輸入もしくは輸出の権限を付与する一切のライセンスもしくは許可について、これを停止し、修正し、取消すことができる。また、本章の規定もしくは本法に基づき公布された一切の規制に違反する犯罪について、有罪とされる一切の者が輸入した野生生物もしくは植物のための検疫所もしくは救助センターを、管理することができる。長官は、一切のライセンス、許可、刻印その他本節に基づく同意の変更、停止または取消しに関連する一切の補償、償還または損害賠償について、その支払いの責を負わない。

## 3374 没収

(a) 一般原則

- (1) 本法の第3372節の規定（本法の第3372節（b）を除く）またはこれに基づき公布された一切の規制に反して輸入、輸出、搬送、販売、受領、獲得または購入されたすべての魚類、野生生物または植物は、本法の第3373節に含まれる民事制裁金の査定額または刑事訴追に対する一切の有責性の要件に拘わらず、アメリカ合衆国の没収の対象になる。
- (2) 下記の事項のいずれにも該当する場合、重罪判決が言渡された本章に規定する犯罪において、魚類、野生生物または植物の輸入、輸出、搬送、販売、受領、獲得または購入を幫助するために使用されたすべての船舶、車両、航空機その他の機器は、アメリカ合衆国の没収の対象になる。
  - (A) 当該船舶、車両、航空機または機器の所有者が、当該違法な行為が主張された時点において、これに同意し、もしくは承諾し、または本章に規定する犯罪において当該船舶、車両、航空機または機器が使用されることを知るのに必要な注意を払うべきであった場合 及び
  - (B) 当該違反が、魚類、野生生物または植物の販売もしくは購入、その販売もしくは購入の申込み、またはその販売もしくは購入の故意を伴う場合

#### (b) 慣習法の適用

慣習法の違反に対する財産の押収、没収及び収容、並びに当該財産の処分またはその販売による売得金、並びに当該没収の減免に関する法令のすべての規定は、当該法令の規定が適用可能なものであり、且つ本章の規定に矛盾しない限りにおいて、財務省の一切の執行官または従業員に関する慣習法により付与され、または課されるすべての権限、権利及び義務が、本章の目的のために、長官またはこれに指名された者により行使され、または履行される場合を除き、本章の規定に基づき負担を受け、または負担を主張されている押収もしくは没収に適用される。但し、一切の搜索または押収令状は、連邦刑事訴訟規則の第41ルールに従い発行される。

#### (c) 保管費用

本法の第3373節に基づき、有罪の判決を受け、または民事制裁金を課された一切の者は、当該有罪に関連して押収された一切の魚類、野生生物または植物の保管、保護及び維持において生じた費用について、これを負担する。

(d) 民事没収 - 本節に基づく民事没収は、アメリカ合衆国法第18の第46章の規定に準拠する。

### 3375 執行

#### (a) 一般原則

本章の規定及びこれに基づき公布された一切の規制は、長官、運輸長官または財務長官により執行される。当該長官は、本章を執行する目的のために、その他一切の連邦機関または国家機関もしくは先住部族の人員、役務及び施設を、補償金の有無に拘わらず、合意により利用できる。

#### (b) 権限

本章を執行するため、本節の第(a)款に基づき権限を付与された一切の者は、小火器を携行することができ、または本章を執行する場合、アメリカ合衆国の法令に基づく一切の現行犯犯罪者を、司法長官により発行される一切のガイドラインに従い、令状なしに逮捕することができ、またはアメリカ合衆国の法令に基づく一切の重大な犯罪については、当該権限を付与された者が、当該逮捕される者が重大な犯罪を犯したか、もしくはこれを現在犯していると思料するにつき正当な根拠を有している場合、令状の有無に拘わらず、司法長官により発行されるガイドラインに従い、この者の身体を搜索し、及びこの者を逮捕することができる。[1]但し、現行犯ではなく、もしくは当該権限を付与された者が目撃することなく、一切の州の法令もしくは規制に違反して捕獲もしくは所持される魚類、野生生物もしくは植物に関し、その搬送、獲得、受領、購入もしくは販売にのみ関与する、本章の重大な犯罪を犯した者の逮捕については、令状を要する。また、本章の軽犯罪については、当該権限を付与された者が、当該逮捕される者が現行犯で、または面前で軽犯罪を現在犯していると思料するにつき正当な根拠を有している場合、令状なしにこの者を逮捕できるものとし、または連邦刑事訴訟規則の第41ルールに従い発行された一切の召喚令状、逮捕令状、搜索令状、またはその他一切の執行官もしくは本章の執行について裁判権を有する裁判所により発行された民事もしくは刑事裁判手続に係る令状を、執行及び送達することができる。当該権限を付与された一切の者は、財務長官と連携の上、一切の船舶、車両、航空機もしくはその他の搬送機、または一切の荷物、箱もしくはその他のコンテナ(中身を含む)を、当該搬送機もしくはコンテナが、アメリカ合衆国もしくはその関税水域からの出航に先立ち輸出目的のために使用されている場合、これらのアメリカ合衆国外もしくはその関税水域外の地点からアメリカ合衆国内もしくはその関税水域内への到達時に、臨検のため拘留することができるほか、調査することができる。当該権限を付与された者は、調査することができるほか、魚類もしくは野生生物の出生国、誕生国もしくは再輸出国により要求される一切の書類及び許可書の提出を求めることができる。押収された一切の魚類、野生生物、植物、財産もしくは物は、長官が、当該魚類、野生生物、植物、財産もしくは物の拘留に代えて、その所有者もしくは荷受人に対し、当該長官を満足させる保証金その他の担保の提供を許可できる場合を除き、民事もしくは刑事裁判手続における未決事項の処分、または当該魚類、野生生物、植物、財産もしくは本章の第3374節に基づく物の没収に関する訴訟の提起について、長官により権限を付与された一切の者により、拘留される。

#### (c) 地方裁判所の裁判権

アメリカ合衆国の各地方裁判所は、法第28の第460節に掲げる裁判所を含め、本章に基づき生じた一切の訴訟に関する裁判権を有する。法第18及び第28の裁判地に関する規定は、本章に基づき生じた一切の訴訟に適用する。アメリカ合衆国の地方裁判所の裁判官及びアメリカ合衆国治安判事は、それぞれの裁判権の範囲内で、相当の理由を示した適正な宣誓もしくは誓約により、本章及びこれに基づき公布された一切の規制の執行のために要求される令状もしくはその他の令状を、発行することができる。

(d) 報奨金及び付帯費用

1983年会計年度より、長官または財務長官は、本章または本章に基づき公布された一切の規制の違反による反則金、罰金または財産の没収として受領した合計額から、下記の金員を支払う。

- (1) 本章または本章に基づき公布された一切の規制の違反による逮捕、刑事裁判における有罪判決、民事制裁金の査定または財産の没収に結びつく情報を提供した一切の者に対する報奨金。当該報奨金が存在する場合、その総額は、長官または財務長官のうちどちらか適切な方により、明示される。公務を行う上で情報を提供し、または役務を提供したアメリカ合衆国または一切の州もしくは地方自治体の執行官もしくは従業員は、本款に基づく支払いを受ける資格がない。 及び
- (2) 魚類、野生生物または植物に関する本章の違反を主張する一切の民事または刑事裁判手続における処分が未決である場合において、当該一切の魚類、野生生物または植物に対し一時的な保護を与える上で、一切の者が負担した合理的且つ必要な費用

### 3376 運営

(a) 規制

- (1) 長官は、財務長官と協議の上、第(2)項に規定される場合を除き、本法の第3372節(f)、第3373節及び第3374節の規定を実施するために必要な規制を公布する権限を付与される。
- (2) 内務省長官及び商務省長官は、魚類または野生生物を包含するコンテナまたは荷物に対するマーキングまたはラベリングに係る本法の第3372節の規定を実施するため、一定の規制を、共同で公布する。

(b) 契約締結権限

1983年会計年度より、歳出に係る予算法案に事前に規定された程度及び総額において、長官は、本章の目的を達成するため必要な契約、リース契約、協同契約、または連邦機関もしくは国家機関、先住部族、公的もしくは私的な団体、またはその他の者との間における、その他の取引を締結することができる。

(c) 植物の定義の例外的明確化 - 農務省長官及び内務省長官は、適切な機関と協議の上、本法に基づく目的の実施のため、第2節(f)(2)(A)において使用される用語を定義する規制を、共同で公布する。

### 3377 適用除外

(a) マグナソン・スティーブンス漁業保存管理法に基づく計画により規制される活動

本法の第3372節(a)の第(1)項の規定は、マグナソン・スティーブンス漁業保存管理法(16 USC 1801 et seq.)に基づき有効な漁業管理計画により規制される一切の活動には、適用する。

(b) マグロ条約に関する法律により規制される活動；公海で捕獲される高度回遊魚類種の収穫

本法の第3372節(a)の第(1)項、第(2)項(A)及び第(3)項(A)の規定は、下記の事項に適用する。

(1) マグロ条約に関する法律(1950年制定。16 USC 1801 951-961)または大西洋マグロ条約(1975年制定。16 USC 971-971(h))により規制される一切の活動；または

(2) マグナソン・スティーブンス漁業保存管理法[16 USC 1802(14)]の第3節の第(14)項に定義される高度回遊魚類種が、外国の法令に違反して捕獲される場合で、且つアメリカ合衆国が、当該種に係る外国の裁判管轄を認識していない場合において、公海(同法の第3節の第(13)項に定義される)で捕獲される当該種の収穫に関与する一切の活動

(c) 州間輸送またはインディアンカントリーを經由する適法目的による魚類、野生生物または植物の積替え

本法の第3372節(a)の第(2)項の規定は、法第18の第1151節に定義されるインディアンカントリーを經由する、または適法に捕獲された一切の魚類、野生生物または植物を将来適法に所持することとなる1つの州へ向かう途中の場合に1つの州を經由する、これらの物の州間輸送または積替えには適用する。

### 3378 雑則規定

(a) 州の権限の効果

本章は、各州または先住部族による本章の規定と矛盾しない法令または規制の制定または執行を妨げるものとは、解釈されない。

(b) 下記の法令の規定は、廃止される。

(1) The Act of May 20 (1926年制定。通称ブラックバス法；16 USC 851-856)

(2) 本章の第667節e並びに法第18の第43節及び第44節(通称レイシー法)

(3) 法第18の第3054節及び第3112節

(c) 免責

本章は、下記のものとして、解釈されない。

- (1) 本節の第(b)款において明示された規定を除き、一切の連邦法の規定を廃止し、停止し、または修正すること
- (2) 先住部族、集団または共同体に関する条約、制定法または執行命令に基づき付与され、保持されまたは制定された一切の権利、免除特権または免責特権を廃止し、破棄し、または修正すること
- (3) インディアン保護区内の者の活動を制限するため、一切の州または先住部族の権限を拡大または縮小すること

(d) 旅費及び搬送費

内務省長官は、新たに任命された合衆国魚類野生生物局の特別代理人について、任命された時点における居住地から最初の勤務地までの、旅費並びにその者の家財道具及び身の回り品の搬送費を、1977年1月1日より後に任命されたすべての特別代理人のための法第5の第5724節により許可された範囲で、機関割当金から支払うことを許可される。

(e) 内務省歳出の予算案

長官は、本章及びこれに加わる一切の規制を執行するために使用される資金を、議会への内務省歳出の予算案における特定歳出項目として、証明する。